

# 産前・産後ヘルパー派遣事業

産前・産後の体調不良のために家事や育児が困難な家庭や、多胎児を出産した家庭に、必要に応じてホームヘルパーを派遣します。

- 対象となる方
- ①妊娠中及び産後16週以内にある母親で、体調不良等のため家事または育児が困難であり、同居の親族等から、家事又は育児の援助が受けられない人
  - ②多胎による妊娠中及び産後1年以内にある人
  - ③その他市長が必要と認める人
- ※①～③のいずれも、上越市に住民票がある方が対象です。

- サービス内容
- ①家事援助：清掃・洗濯・買い物・調理など
  - ②兄妹の世話：在宅における託児など
  - ③乳児の世話：おむつ交換や授乳の補助など
  - ④母親への援助：身体状況の確認・関係機関への連絡など  
(必要時、市の保健師が訪問します。)

- 利用料金  
(30分あたり)

時間帯	利用料金
日中 (8:00～18:00)	275円
早朝 (6:00～8:00) 夜間 (18:00～22:00)	625円
深夜 (22:00～6:00)	943円

1回あたりの利用時間は1時間以上とし、かつ、1日につき4時間以内(連続する場合は3時間以内)とします。

- 派遣期間 妊娠中から産後16週以内(出産日含む)の間で、60時間を限度とします。ただし、多胎児の場合は妊娠中から産後1年以内(出産日含む)の間で、70時間を限度とします。
- 委託先 別紙委託事業所一覧からお選びください。  
派遣状況等により、ご希望に添えない場合があります。
- 申請方法 事前に産前・産後ヘルパー派遣申請書を提出してください。

申請場所・問い合わせ先  
上越市健康づくり推進課 健診・相談係  
TEL 025-526-5111

## 産前・産後ヘルパー派遣申請から利用までの流れ

### 1. 産前・産後ヘルパーの利用に関する情報の提供・相談

サービスや利用内容について、不明な点がある人、利用について相談したい人は、健康づくり推進課まで連絡してください。

### 2. 産前・産後ヘルパー派遣利用申請書の提出

ヘルパーの派遣を希望される人は、健康づくり推進課へ事前に申請してください。

申請書は健康づくり推進課にあります。(市ホームページからもダウンロードできます。)

### 3. 産前・産後ヘルパー派遣決定通知書

市では提出された申請書をもとに、事業実施の可否、派遣元を決定し、『産前・産後ヘルパー派遣決定通知書』を郵送いたします。派遣元の事業所は申請された人の希望を優先しますが、派遣状況等によりご希望に添えない場合があります。

### 4. サービスの日程調整

産前・産後ヘルパー派遣決定通知書を受けた人へ、派遣先(ヘルパー)から連絡を入れます。そこで、サービスの内容の確認やサービスを受ける日程・時間など詳細について、調整を行います。

### 5. サービスの利用

決められた時間や内容の範囲内でサービスを受けることができます。

### 6. 利用料の納付

産前・産後ヘルパー派遣業務の終了後、健康づくり推進課より納付書を送ります。指定金融機関にて、利用料を納付してください。

## サービス内容について、よくある質問

赤ちゃんをお風呂に入れてほしいのですが・・・

⇒ お風呂の介助(タオルで拭く、服を着せるなど)はできますが、**赤ちゃんをお風呂に入れることはできません。**

1回の利用で家事と育児を同時にお願いすることはできますか。

⇒ 1回当たりの利用時間を超えない範囲であれば、**家事と育児の両方のサービスを受けることができます。**

小さいこどもがいて掃除が大変！  
普段できないところの大掃除も  
お願いしたい。

⇒ 普段の生活の範囲での掃除や  
整理整頓をお手伝いします。  
**大掃除や部屋の模様替えなどはできません。**